

社会福祉法人大須賀苑

幼保連携型認定こども園 よこすか ぬく森こども園

園 則（運営規程）

（目的）

- 第1条 この規程は、社会福祉法人大須賀苑（以下「本法人」という。）が就学前の子どもに関する教育・保育の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77条（以下「認定こども園法」という。）に基づき設置する幼保連携型認定こども園よこすか ぬく森こども園（以下「本園」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。
- 2 この園則は、認定こども園法施行規則第16条に基づく運営規程を兼ねる。

（施設の目的及び運営方針）

- 第2条 本園は、認定こども園法及び子ども子育て支援法（平成24年法律第65号）児童福祉法に基づいて、「義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満3歳以上の子どもに対する教育」並びに「保育を必要とする子どもに対する保育」を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長する子育ての支援を行うことを目的とする。
- 2 本園の運営方針は、次のとおりとする。
- （1）養護と教育を一体的に捉え、一人ひとりに丁寧に関わるなかで、子どもたちが心地よく生き生きと過ごしながら、豊かな環境の中で様々な体験をし、生きる力の基礎が育まれていくように努めていきます。
 - （2）家庭と連携を図り、子どもの育ちを支えていくとともに、保護者に寄り添い、子育ての喜びを感じられるように支援していきます。
 - （3）豊かな資源を活かし、地域と連携を図りながら、地域に開かれた園づくりと、地域のニーズに応えた福祉の推進に努めていきます。
 - （4）職員がお互いに尊重し合い、コミュニケーションを図りながら、一人ひとりが凛として生き生きと働くことができる職場づくりに努めます。
 - （5）職員一人ひとりが、法人及び園の理念や方針を理解し、常に向上心をもち、教育・保育を行うことができるように、園内外の研修を充実させ、質の向上に努めていきます。

(名称及び所在地)

第3条 本園の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名 称 幼保連携型認定こども園 よこすか めく森こども園
- (2) 所在地 静岡県掛川市横須賀 1039 番地－1

(提供する教育・保育の内容)

第4条 本園は、子ども子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき、園児の心身の状況等に応じて、特定教育・保育を提供するものとする。

(子育て支援)

第5条 本園は、地域の子育て支援事業として、次の事業を実施する。

(1) 地域子育て支援事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての情報及び必要に応じて相談・助言をその他の援助を行う。

(2) 一時預かり事業（幼稚園型）

一時預かり事業（幼稚園型）を当園に在園する 1 号認定児を対象に実施する。実施日は、月曜日から金曜日まで、長期休業日

(3) 延長保育事業

(職員の職種、員数及び職務内容)

第6条 教育・保育の実施に当たり配置する職員の職種、員数及びその職務内容は、下記のとおりとする。ただし、利用園児の受入状況などにより、員数が変動することがある。

(1) 園長 1 人 事務職員を兼務する

園長は、特定教育・保育の質の確保及び向上を図り、職員の資質の向上に取り組むとともに、一体的な管理運営を行う。園の運営管理に必要な事務処理、経理処理等を行う。所属職員を監督する。

(2) 副園長 1 人

園長を補佐し、命を受けて園務を整理し、必要に応じて園児の特定教育・保育を実施する。また、園長に事故があるときはその職務を代理し、園長が欠けたときはその職務を行うこととする。

(3) 主幹保育教諭 1人以上

主幹保育教諭は、園長及び副園長を助け、命を受けて園務の一部を整理し、並びに園児の特定教育・保育を実施するとともに、保育教諭その他の職員に対して、教育及び保育の改善及び充実のために必要な指導及び助言を行う。

(4) 保育教諭 23人以上

保育教諭は、教育及び保育の内容並びに子育て支援等に関する全体的な計画に基づき、園児に教育及び保育を一体的に実施する。

(5) 学校医（嘱託）1人

学校医は、園児の健康管理を行うとともに、定期健康診断を行う。

(6) 学校歯科医（嘱託）1人

学校歯科医は、園児の定期健康歯科検診、歯科保健指導等を行う。

(7) 学校薬剤師（嘱託）1人

学校薬剤師は、園の環境衛生の維持管理に関する指導・助言指導を行う。

(利用定員)

第7条 本園の利用定員は、次のとおりとする。

利用区分	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
1号認定	—	—	—	15名	15名	15名
2号認定	—	—	—	37名	37名	37名
3号認定	20名	24名	30名	—	—	—

(開園日、教育、保育時間及び開園時間)

第8条 本園の教育・保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。ただし、1号認定児については、月曜日から金曜日とする。

2 当園の休園日は次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 12月29日から12月31日 及び 1月1日から1月3日

3 以下の期間及び日においては、1号認定児に対する教育・保育の提供は原則として行わない。

(1) 夏季休業 7月15日から8月31日

冬季休業 12月20日から1月10日

春季休業 3月15日から4月10日

までの間において園長が定める期間

(2) 土曜日

(3) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

4 教育・保育上必要があり、または、やむを得ない事情があるときは、前2項及び3項規定にかかわらず休業日に教育・保育を行うことがある。

5 非常災害その他急迫の事情があるときは、臨時に教育・保育を行わないことがある。

第9条 本園の教育・保育の提供をする時間は次のとおりとする。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間（11時間）

8時から19時までの範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。

※ 休日については、7時30分から16時30分までの範囲とする。

(2) 保育短時間認定に係る保育時間（8時間）

8時から16時までの範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。

※ 休日については、7時30分から16時30分までの範囲とする。

(3) 教育時間（5.75時間）

8時15分から14時までを標準とする。

2 本園が定める開園時間は次のとおりとする。

(1) 月～土曜日 7時から19時とする。

(2) 国民の祝日及び休日 7時30分から16時30分とする。

（学年及び学期についての事項）

第10条 本園の教育・保育に係る学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(1) 第1学期 4月1日から第8条第3項第1号に規定する夏季休業日の末日まで

(2) 第2学期 第1学期の末日の翌日から12月31日まで

(3) 第3学期 翌年1月1日から3月31日まで

(教育・保育の利用の開始に関する事項)

第11条 本園に入園するときは、本園が定める所定の手続きを要する。

- 2 1号認定児について、入園希望者が利用定員を上回る場合は、抽選により選考を行う。
- 3 2号及び3号認定児については、掛川市による利用調整を経るものとする。
- 4 利用開始に当たっては、あらかじめ、利用の申し込みを行った保護者に対し、重要事項を記した文章を交付して説明を行い、同意を得るものとする。

(退園・休園及び転園に関する事項)

第12条 退園及び転園等による教育・保育の提供の終了に際しては、学校、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者等と密接な連携を図り、当該子どもに係る情報の提供を通じて、円滑な接続に配慮するものとする。

(利用の終了に関する事項)

第13条 本園は、以下の場合に教育・保育の提供を終了するものとする。

- (1) 1号認定児及び2号認定児が小学校就学の始期に達したとき。
- (2) 3号認定児の保護者が、掛川市が定める支給要件に該当しなくなったとき。
- (3) その他、利用の継続について重大な支障または困難が生じたとき。

(利用料その他の費用等)

第14条 本園における利用料その他の費用については次のとおりとする。

- (1) 教育・保育に係る利用者負担金として、3号認定児の保護者については、支給認定証の発行を行った市町村が定める利用者負担額を支払うものとする。
- (2) 教育・保育の実施に係る利用者負担金は以下の通りとする。

利用区分	費用の種類	使途・目的	納付額	納付時期
1号認定児	給食費	給食に係る費用として	310円×教育・保育日数	3ヵ月ごと
2号認定児	給食費	給食とおやつに係る費用として	360円×20日×3ヵ月 =21,600円	3ヵ月ごと
1,2号認定児	特別行事食	学年別活動費等		都度徴収
3号認定児	保育活動費	連絡ノート・育ちの記録		都度徴収
1,2,3号認定児	保育用品費	教育・保育活動費		入園・進級時徴収

(緊急時における対応方法)

- 第15条 本園は、教育・保育の提供中に、園児の健康状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに園児の家族等に連絡をするとともに、園児の主治医、園医、法人の看護師等に相談する等の措置を講じるものとする。
- 2 教育・保育の提供により事故が発生した場合は、法人の理事長と園児の保護者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
 - 3 本園は、事故の状況や事故に際して採った処置について記録するとともに、事故の原因を解明し、再発防止のための対策を講じるものとする。
 - 4 園児に対する保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

- 第16条 本園は、非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者を定め、毎月1回以上の避難及び消火に係る訓練を実施するものとする。

(虐待の防止のための措置)

- 第17条 本園は、子どもの人権の擁護・虐待の防止のため次の措置を講ずる。
- (1) 人権の擁護、虐待の防止等に関する必要な体制の整備
 - (2) 職員による園児に対する虐待等の行為の禁止
 - (3) 虐待の防止、人権に関する啓発のための職員に対する研修の実施
 - (4) その他虐待防止のための必要な措置
- 2 本園は、教育・保育の提供中に、本園の職員又は養育者（保護者等園児を現に養育する者）による虐待を受けたと思われる園児を発見した場合は、速やかに、児童虐待の防止等に関する法律（平成12年5月24日法律第82号）の規定に従い、児童相談所等適切な機関に通告する。

(意見要望（苦情）対応)

- 第18条 本園は、保護者等からの意見に迅速かつ適切に対応するために、苦情解決体制を整備し、意見を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講ずるものとする。
- 2 意見を苦情として受け付けた際は、速やかに事実関係等を調査するとともに、申し出者との話し合いによる解決に努める。その結果、必要な改善を行う。同時に適切に記録をする。

(安全対策と事故防止)

第19条 本園は、安全かつ適切に、質の高い教育・保育を提供するために、事故防止・事故対応マニュアルを策定し、事故を防止するための体制を整備する。

- 2 事故防止のための委員会の設置及び職員に対する研修を実施する。

(健康管理・衛生管理)

第20条 本園では、園児に対する健康診断を、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に規定する健康診断に準じて実施する。

- 2 本園は、感染症又は食中毒が発生し、又は蔓延しないように、衛生管理を適切に実施し、感染症及び食中毒の予防に努める。

(秘密の保持)

第21条 本園の職員及び職員であった者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た園児又はその家庭の状況を漏らしてはならない。

- 2 本園は、正当な理由がある場合又は、正当な権限を有する警察機関等からの命令による場合を除くほか、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者、その他の期間に対して、必要最低限の情報の提供を行うものとする。
- 3 その他、秘密保持に関する事項は、別途、就業規則及び個人情報保護に関する規程により定める。

(教育・保育の質の評価)

第22条 本園は、教育及び保育の質の評価を行い、常にその改善を図り、教育・保育の質の向上を目指すものとする。

- 2 保育教諭等の自己評価及び認定こども園の自己評価については、年1回は行い、認定こども園の自己評価については、その結果を公表する。
- 3 前項のほか、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表するよう努める。

(記録の整備)

第23条 本園は、教育・保育の提供に関する以下に掲げる記録を整備し、その完結の日からそれぞれの記録に応じて定める期間保存するものとする。

- | | |
|-------------------------------|-------|
| (1) 教育・保育に当たっての計画 | 5年間保存 |
| (2) 提供した教育・保育に係る提供記録 | 5年間保存 |
| (3) 市町村への通知に係る記録 | 5年間保存 |
| (4) 保護者からの苦情の内容等の記録 | 5年間保存 |
| (5) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 | 5年間保存 |
| (6) 認定こども園保育教育要録（個人記録） | |

当該児童が小学校を卒業するまでの間保存。ただし、入園、卒園等の学籍に関する記録については、20年間保存する。

付則

1. この園則は令和3年4月1日から施行する。
2. この園則は令和5年1月21日に一部改正し、令和5年4月1日より施行する。
3. この園則は令和5年9月25日一部改正し、同日より施行する。
この改定後の園則は令和5年4月1日より適用する。
4. この園則は令和7年1月28日一部改正し、令和7年4月1日より施行する。